

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書】

令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

(宛先)新潟市長

【申請者】 (〒 951-8554)

住 所 新潟市中央区古町通7-1010

フリガナ ハナノ ダンゴロウ

氏 名 花野 団五郎

生年月日 平成 3 年 11 月 11 日

電話番号 025-226-1610

Eメール sangyo@city.niigata.lg.jp

開業済の方は、商号（屋号）、所在地に現在の事業について記入してください。開業届または履歴事項全部証明書の写しを添付してください。

※開業済みの場合記入

商号(屋号)

所 在 地

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定申請いたします。なお、同法施行規則第7条第1項第3号確認のため、創業支援事業者に対して、申

証明書の交付条件と、各利用目的（メリット）の利用条件は異なります。支援を受けた方全員がメリットを受けられるということではありません。

1 証明書の使用目的(該当するものに☑を付けてください)

- a ☒ 中小企業開業資金(利子補給・保証料補助) b ☒ 会社設立時の登録免許税軽減 ※
c ☐ 日本政策金融公庫 新規開業・スタートアップ支援資金(利率引き下げ) d ☐ 小規模事業者持続化補助金
e ☐ その他 ()

2 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容及び期間

区分	支援内容	期間・回数	創業支援事業者
経営	☒ 相談窓口	令和 7 年 4 月 1 日	新潟IPC財団
	☐ 創業セミナー	令和 年 月 日 (1 回)	
財務	☒ 相談窓口	令和 7 年 4 月 8 日	新潟IPC財団
	☐ 創業セミナー	令和 年 月 日 (1 回)	
人材育成	☐ 相談窓口	令和 7 年 4 月 15 日	新潟IPC財団
	☒ 創業セミナー	令和 年 月 日 (1 回)	
販路開拓	☐ 相談窓口	令和 7 年 5 月 1 日	新潟IPC財団
	☒ 創業セミナー	令和 年 月 日 (1 回)	

3 設立しようとする会社の商号(屋号)・本店所在地

※「会社設立時の登録免許税の軽減」を受けるためには、実際に登記をする内容と同じ商号、本店所在地、資本額の記載が必要です。

軽減措置は登記時に法務局で受けるもので、新潟市の公印が押印された証明書を法務局に提出する必要があります。

登記後に軽減措置を受けることはできません。

・商号(屋号) 株式会社〇〇〇〇

・本店所在地 新潟市〇〇区〇〇丁目〇〇

4 設立しようとする会社の資本金

〇〇〇〇〇〇 円

5 新たに開始する事業の業種及び具体的な内容

〇〇業

6 設立しようとする会社の雇用従業者数(予定)

正規雇用: 1 人, 非正規雇用: 0 人

7 設立しようとする会社(事業)の設立の予定年月日

令和 7 年 8 月 1 日

※3～7は、創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。

既に開業済みの方は、開業日確認のため「個人事業の開業・廃業等届出書」又は「履歴事項全部証明書」の写しを添付してください。

認定特定創業

申請者が認定特定創業支援等事業によ

■ 3～7の記入について

- ・【開業済の方のうち、法人設立済の方】および【開業済の方のうち、個人開業で法人設立の予定のない方】は現在の事業についてご記入ください。
- ・【開業済の方のうち、個人開業で法人設立予定のある方】は設立予定の法人についてご記入ください。
- ・【未開業の方】は、開業予定の法人・事業についてご記入ください。個人開業の場合は、4は記入不要です。
- ・確定していない場合でも、予定でご記入ください。ただし、「会社設立時の登録免許税軽減」を利用予定の方は、3、4について実際に登記する内容と同じ記入でないと軽減措置が受けられません。